

社会福祉法人恵和会 役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人（以下「当法人」という。）定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、当法人職員を兼務し、職員給与を支給していることから、役員報酬等は支給しないものとする。
- (2) 理事長を除く非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとする。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表に定める額。
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張したときは、旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬等は、当該会議に出席した都度支給する。

2. 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公 表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補 則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日より施行する。
令和 元年11月 1日一部改正

別表（非常勤役員等の報酬）

(1) 評議員

	日 額
評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設の業務、助言、相談等のための出勤	10,000円

(2) 理事

	日 額
理事会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設の業務、助言、相談等のための出勤	10,000円

(3) 監事

	日 額
監事監査、評議員会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設の業務、助言、相談等のための出勤	10,000円

※(1)(2)(3)の報酬は月額合計額で最高100,000円
までとする。